

## 社会福祉法人ともいき福祉会保育所ぬく森運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人ともいき福祉会（以下「法人」という。）及び他の事業所に勤務する従業員が、働きながら子育てしやすい環境を整え、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進するため、法人が設置する保育所ぬく森（以下「当保育所」という。）が企業主導型保育事業として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当保育所を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 当保育所は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当保育所は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (名称及び所在地)

第3条 当保育所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 保育所ぬく森

(2) 所在地 愛知県犬山市羽黒安戸南一丁目55番地

### (提供する保育・教育の内容)

第4条 当保育所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

### (職員の員数及び職務内容)

第5条 当保育所が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 職員保育所の配置基準に1人加えた人数（最低職員数2人）

責任者は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(2) 嘱託医 1人

嘱託医は、当保育所の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(3) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当保育所の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び

支給認定保護者（以下「当該保護者」という。）への相談・指導を行う。

（保育・教育を提供する日）

第6条 当保育所の保育・教育を提供する日は、月曜日～日曜日とする。

（保育・教育を提供する時間）

第7条 当保育所の保育提供時間は次のとおりとする。なお、開所時間は利用子どもの保育希望時間により短縮することもある。

（1）基本時間午前8時00分から午後19時00分までの11時間

（2）開所時間午前8時00分から午後5時30分まで

（利用定員）

第8条 利用定員は9人（従業員枠9人うち自社枠1人以上、地域枠0人）とする。

（1）従業員枠

ア．利用子どもの保護者のいずれかが法人に勤務し、保護者のいずれも就労要件を満たす場合は法人の従業員枠とする。

イ．法人と契約を締結した企業に勤務し、保護者のいずれも就労要件を満たす場合は提携企業の従業員枠とする。

（月極保育と一時保育）

第9条 月極保育は1カ月15日以上保育するものをいう。

2 一時保育は、従業員枠のうち1カ月15日未満保育するものをいう。

（利用料その他の費用等）

第10条 月極保育の保護者は、次の各号の区分による利用料等を当保育所へ支払うものとする。

（1）法人の従業員枠の利用料 … 別表1

（2）連携企業の従業員枠の利用料 … 別途契約書に記載する

（3）令和元年10月実施の「幼児教育・保育の無償化」に基づく無償化対象児童は上記(1)の利用料は免除とする。

2 当該保護者及び協定企業は、前項の規定による利用料を保育を受ける日の前月末日までに、当保育所に支払うものとする。

（その他の負担）

第11条 当該保護者は、利用子どもが使用する紙おむつ、タオル等の生活必需品を自ら提供しなければならない。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第12条 当保育所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの当該保護者はその内容を確認し、同意書を提出する。

2 当保育所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

（1）当該保護者が法人を退職したとき。

（2）当該保護者が法人と協定を締結した企業を退職したとき。

（緊急時等における対応方法）

第13条 当保育所は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じ

たときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、犬山市こども未来課及び当該保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 当保育所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当保育所は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 当保育所は、保育・教育の提供中に、当保育所の職員又は養育者（当該保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第16条 当保育所は、当該保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第17条 当保育所は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

3 当保育所は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 当保育所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

(健康管理・衛生管理)

第18条 当保育所では、子どもに対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当保育所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染

症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(当該保護者に対する支援)

第19条 当保育所は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその当該保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや当該保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当保育所は、当該保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、当該保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、当該保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(秘密の保持)

第20条 当保育所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び当該保護者の秘密を保持する。

2 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第21条 当保育所は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1) 保育・教育の実施に当たっての計画          | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録          | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録              | 5年間保存 |
| (4) 当該保護者等からの苦情の内容等の記録        | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

令和3年12月15日一部改正(第8条、第10条、第11条)

令和4年 8月15日一部改正(第8条)